

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

令和5年度大阪府公立学校入学者選抜方針等について

以下の選抜方針について、次のとおり決定する。

- ・令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針
- ・令和5年度大阪府立中学校入学者選抜方針
- ・令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針
- ・令和5年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針

令和4年4月25日

大阪府教育委員会

令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各高等学校長が行う。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

II 応募資格

高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

- 1 全日制の課程（クリエイティブスクールにおける全日制の課程を含む。以下同じ。）の入学者選抜、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。
（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。
- 2 定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

III 学力検査等

- 1 学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。
- 2 学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、国語、社会、数学、理科及び英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
- 3 学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定を対象とする。）のスコア等を活用する。なお、活用にあたり必要な事項は、府教育委員会が別に定める*。
*高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める場合は、「府教育委員会が別に定める」という。以下同じ。
- 4 学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

IV 提出書類

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。ただし、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に志願する者を除く。

V 募集人員・通学区域

- 1 各高等学校の募集人員は、府教育委員会が別に定める。なお、秋季入学者選抜における各高等学校の募集人員は、若干名とする。
- 2 通学区域に関し必要な事項は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

VI その他

- 1 この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 各入学者選抜の具体的事項

I 特別入学者選抜

特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制とする。

1 全日制の課程専門学科

（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）

(1) 学力検査等

- 学力検査及び実技検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- 実技検査の内容を次のとおりとする。

| 学 科 名 | 実技検査の内容 |
|--|------------------------------------|
| 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科及び美術科 | 美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力 |
| 音楽科 | 音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力 |
| 体育に関する学科 | 運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能 |

| | |
|----------|-----------------------------------|
| グローバル探究科 | 英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力 |
| 演劇科 | 演技に関する基礎的な表現力 |
| 芸能文化科 | 芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力 |

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(エ) (ウ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 出願、学力検査、実技検査及び合格者発表の期日

- ・ 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科

| 出 願 | 学 力 検 査 | 実 技 検 査 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------|----------|----------|-----------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 2月21日(火) | 3月1日(水) |

- ・ 音楽科

| 出 願 | 視唱、専攻実技 | 学力検査、聴音 | 合格者発表 |
|----------------------|----------|----------|---------|
| 2月7日(火)及び 2月8日(水) | 2月18日(土) | 2月20日(月) | 3月1日(水) |

2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

- イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。
- ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 面 接 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 2月21日(火) | 3月1日(水) |

3 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

3-1 令和5年3月に中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。

ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 面 接 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 2月21日(火) | 3月1日(水) |

3-2 中学校を卒業した者（過年度卒業者）

- (1) 上記3-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。
- (2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。
 - ア 学力検査等については、上記3-1(1)に準ずる。
 - イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
 - ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
 - エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。
- (3) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 面 接 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 2月21日(火) | 3月1日(水) |

II 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立豊中高等学校能勢分校とする。

- 1 学力検査等
 - ・ 学力検査及び面接を実施する。
 - ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- 2 選抜資料
 - ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
- 3 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 面 接 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 2月21日(火) | 3月1日(水) |

- 4 その他
 - ・ 本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者は、別に定める「能勢・豊能地域選抜」を選択することができる。

III 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜を実施する学科は、総合科学科、英語科、国際文化科、グローバル科及びグローバル探究科とする。

- 1 志願できる者
 - ・ 原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。
- 2 学力検査等
 - ・ 学力検査及び面接を実施する。
 - ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
- 3 選抜資料等
 - ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
 - ・ 学力検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
 - ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学力検査、面接 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 3月1日(水) |

IV 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立東淀川高等学校、大阪府立長吉高等学校、大阪府立福井高等学校、大阪府立門真なみはや高等学校、大阪府立布施北高等学校、大阪府立八尾北高等学校、大阪府立成美高等学校、大阪府立大阪わかば高等学校とする。

1 志願できる者

- ・ 原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で小学校第4学年以上の学年に編入学した者とする。

2 学力検査等

- ・ 学力検査及び作文を実施する。
- ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
- ・ 作文は、日本語以外の使用を認める。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 学力検査の成績及び作文の評価を選抜の資料とする。

4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学力検査、作文 | 合格者発表 |
|------------------------|----------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月20日(月) | 3月1日(水) |

V 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立桜宮高等学校、大阪府立阿武野高等学校、大阪府立八尾翠翔高等学校、大阪府立園芸高等学校、大阪府立東淀工業高等学校、大阪府立柴島高等学校、大阪府立西成高等学校、大阪府立枚方なぎさ高等学校、大阪府立松原高等学校、大阪府立堺東高等学校、大阪府立貝塚高等学校とする。

1 志願できる者

- ・ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和5年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
 - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
 - (3) 自主的な通学が可能である者

2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 2月17日(金)、2月20日(月)、 2月21日(火)のうち一日 | 3月1日(水) |

5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

VI 一般入学者選抜

一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程普通科（単位制高等学校を含む。）、全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。）、定時制の課程及び通信制の課程とする。

令和5年度特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

1 全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）

全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）

全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 3月3日(金)、3月6日(月) 及び3月7日(火) | 3月10日(金) | 3月20日(月) |

2 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

2-1 令和5年3月に中学校を卒業見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 3月3日(金)、3月6日(月) 及び3月7日(火) | 3月10日(金) | 3月20日(月) |

2-2 中学校を卒業した者（過年度卒業生）

(1) 上記2-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

ア 学力検査等については、上記2-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(3) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学力検査、面接 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 3月3日(金)、3月6日(月) 及び3月7日(火) | 3月10日(金) | 3月20日(月) |

3 定時制の課程

3-1 満21歳未満の者（平成14年4月2日以降に生まれた者）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 3月3日(金)、3月6日(月) 及び3月7日(火) | 3月10日(金) | 3月20日(月) |

3-2 満21歳以上の者（平成14年4月1日までに生まれた者）

(1) 学力検査等については、上記3-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

(2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

(3) 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。

(4) 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。

(5) 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(6) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 学力検査又は小論文、面接 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|--------------|-----------|
| 3月3日(金)、3月6日(月) 及び3月7日(火) | 3月10日(金) | 3月20日(月) |

4 通信制の課程

4-1 満21歳未満の者（平成14年4月2日以降に生まれた者）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

(2) 選抜資料等

- ・ 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

(3) 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合 格 者 発 表 |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 3月2日(木)、3月3日(金) 及び3月5日(日) | 3月8日(水)、3月9日(木)、 3月12日(日)のうち1日 | 3月20日(月) |

4-2 満21歳以上の者（平成14年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記4-1(1)に準ずる。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 面接の評価を選抜の資料とし、自己申告書を面接の参考資料とする。
- (4) 出願、面接及び合格者発表の期日については、上記4-1(3)に準ずる。

Ⅶ 二次入学者選抜

二次入学者選抜は、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

1 志願できる者

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。
- (1) 本入学者選抜出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- (2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者
- (3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者

2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
- 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合 格 者 発 表 |
|----------|----------|-----------|
| 3月23日(木) | 3月23日(木) | 3月27日(月) |

Ⅷ 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜は、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校において実施する。

1 志願できる者

- ・ 上記「Ⅷ 二次入学者選抜」における「1 志願できる者」のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和5年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
 - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
 - (3) 自主的な通学が可能である者

2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合 格 者 発 表 |
|----------|----------|-----------|
| 3月23日(木) | 3月23日(木) | 3月27日(月) |

5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

Ⅸ 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜は、府立大阪わかば高等学校（多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール））及び府立桃谷高等学校（定時制の課程）において実施する。

1 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、小論文及び面接を実施する。

2 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

3 出願、小論文等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 小論文、面接 | 合 格 者 発 表 |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 令和5年 9月5日(火) | 令和5年 9月8日(金) | 令和5年 9月14日(木) |

令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表

高等学校

| | | 選抜の種類 | 出願期間 | 学力検査等 | 合格者発表 |
|-------------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------------|--|------------------|
| 特別入学者選抜 | 全日制の課程 | <ul style="list-style-type: none"> 工業に関する学科 (建築デザイン科・インテリアデザイン科・デザインシステム科・ビジュアルデザイン科・映像デザイン科・プロダクトデザイン科) 総合造形科 ・美術科 体育に関する学科 ・グローバル探究科 演劇科 ・芸能文化科 | 2月14日(火) 及び 2月15日(水) | 学力検査 2月20日(月) 実技検査 2月21日(火) | 3月1日(水) |
| | | ・音楽科 | 2月7日(火) 及び 2月8日(水) | 視唱、専攻実技 2月18日(土) 学力検査、聴音 2月20日(月) | |
| | | ・総合学科(エンパワメントスクール) | 2月14日(火) 及び 2月15日(水) | 学力検査 2月20日(月) 面接 2月21日(火) | |
| | 多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(クリエイティブスクール) 昼夜間単位制 | | | | |
| 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜 | | | | 学力検査 2月20日(月) 面接 2月21日(火) | |
| 海外から帰国した生徒の入学者選抜 | | | 2月14日(火) 及び 2月15日(水) | 学力検査、面接 2月20日(月) | |
| 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜 | | | | 学力検査、作文 2月20日(月) | |
| 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜 | | | | 面接 2月17日(金)、20日(月)、 21日(火)のうち一日 | |
| 一般入学者選抜 | 全日制の課程 | <ul style="list-style-type: none"> 普通科(単位制高等学校を含む。) 農業に関する学科 工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く。) 商業に関する学科 ・グローバルビジネス科 食物文化科 ・福祉ボランティア科 理数科 ・総合科学科 サイエンス創造科 ・英語科 国際文化科 ・グローバル科 文理学科 ・教育文理学科 総合学科(クリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。) | 3月3日(金) 3月6日(月) 及び 3月7日(火) | 学力検査等 3月10日(金) | 3月20日(月) |
| | | 定時制の課程 | | | |
| | 通信制の課程 | 3月2日(木) 3月3日(金) 及び 3月5日(日) | 面接 3月8日(水)、9日(木)、 12日(日)のうち一日 | | |
| 二次入学者選抜(実施校がある場合) | | | | 面接 | |
| 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜 (実施校がある場合) | | | 3月23日(木) | 3月23日(木) | 3月27日(月) |
| 秋季入学者選抜 | | | 令和5年 9月5日(火) | 小論文、面接 令和5年9月8日(金) | 令和5年 9月14日(木) |

令和5年度大阪府立中学校入学者選抜方針

大阪府立中学校の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各中学校長が行う。

第1 全般的な事項

I 応募資格

大阪府立中学校に入学を志願することのできる者は、令和5年3月に小学校、特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程又はこれらに準ずるものとして別に定める学校(以下「小学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者のうち、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

(注)住所とは、住民票に記載されている居所をいう。

II 適性検査等

- 1 入学者の選抜のため、適性検査及び作文を実施する。
- 2 適性検査及び作文の問題は、大阪府教育委員会(以下「府教育委員会」という。)が作成する。
- 3 適性検査及び作文の問題は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性等をみることを主なねらいとして作成する。
- 4 適性検査及び作文は、各中学校長が当該中学校において行う。

III 提出書類

志願者は、入学志願書を志願先中学校長に提出する。その際、小学校の校長による応募資格の確認を必要とする。

IV 募集人員・通学区域

- 1 募集人員は、次のとおりとする。

| 中学校名 | 募集人員 |
|--------|------|
| 咲くやこの花 | * 80 |
| 水都国際 | 80 |
| 富田林 | 120 |

(注) *咲くやこの花中学校については、「ものづくり(理工)」「スポーツ」「言語」「芸術(美術・デザイン)」の各分野20人を原則とする。

- 2 通学区域は大阪府内全域とし、保護者のもとから通学することとする。

V 出願、適性検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 適 性 検 査 等 | 合 格 者 発 表 |
|------------------|-----------|-----------|
| 1月5日(木)及び1月6日(金) | 1月21日(土) | 1月29日(日) |

VI その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 入学者選抜の具体的事項

I 府立咲くやこの花中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文（自己表現）を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）及び適性検査Ⅱとし、適性検査Ⅱは、「ものづくり（理工）」「スポーツ」「言語」「芸術（美術・デザイン）」の各分野に関する才能の芽生えをみるための検査とする。
- (3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、志願者の志望動機や興味・関心等をみる。

2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文（自己表現）の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 分野ごとに、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - イ 入学辞退者が生じた場合、分野ごとに「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。
「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

II 府立水都国際中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文（自己表現）を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）及び適性検査Ⅱとし、適性検査Ⅱは、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力をみるための検査とする。
- (3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、英語の学習に対する意欲や興味・関心等をみる。

2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文（自己表現）の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。

「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

Ⅲ 府立富田林中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

(1) 適性検査及び作文を実施する。

(2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語的問題）、適性検査Ⅱ（社会・理科的問題）及び適性検査Ⅲ（算数的問題）とする。

(3) 作文は、400字程度とし、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性及び自らの考えや意見を論理的かつ適切に表現する力をみる。

2 選抜資料・方法

(1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。

(2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。

「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科

入学者選抜方針

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜は、以下の方針に基づいて、職業学科を設置する各高等支援学校長が行う。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜とする。

II 提出書類

- 1 中学校もしくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）の校長（以下「中学校等の校長」という。）は、原則として、調査書及び推薦書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。

III 募集人員・通学区域

- 1 各知的障がい高等支援学校職業学科（本校）及び各共生推進教室の募集人員は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が別に定める。
- 2 通学区域は、府内全域とする。

IV その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 各入学者選抜の具体的事項

I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

就労を通じた社会的自立をめざす、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）の入学者選抜を実施する学校（以下「職業学科を設置する高等支援学校（本校）」という。）は、大阪府立たまがわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立なにわ高等支援学校とする。

1 応募資格

職業学科を設置する高等支援学校（本校）への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所（住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。）が原則として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校等を卒業または修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいと判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

2 選抜方法等

- (1) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに適性検査及び面接（以下「検査等」という。）の結果を総合的に判断して、職業学科を設置する高等支援学校（本校）の校長（以下、「高等支援学校長」という。）が行う。
- (2) 検査等は、各高等支援学校長が当該高等支援学校において行う。

3 出願、検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 検 査 等 | 合格者発表 |
|------------------------|----------------------------|---------|
| 2月14日(火)及び 2月15日(水) | 面接 2月20日(月) 検査 2月21日(火) | 3月1日(水) |

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜並びに令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で令和5年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

II 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)補充入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない職業学科を設置する高等支援学校(本校)において、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)補充入学者選抜を実施する。

1 応募資格

志願することのできる者は、「I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本補充入学者選拔出願時に、国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者(出願していない者を含む。)又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

2 選抜方法等

- (1) 適性検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、高等支援学校長が行う。

3 出願、検査等及び合格者発表の期日

| 出 願 | 検 査 等 | 合格者発表 |
|----------|----------|----------|
| 3月23日(木) | 3月23日(木) | 3月27日(月) |

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することはできない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜を実施する共生推進教室設置校（以下「実施校」という。）は、大阪府立金剛高等学校、大阪府立枚岡樟風高等学校、大阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立千里青雲高等学校、大阪府立信太高等学校、大阪府立久米田高等学校、大阪府立緑風冠高等学校、大阪府立芦間高等学校、大阪府立東住吉高等学校及び大阪府立今宮高等学校とする。

1 応募資格

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

2 選抜方法等

- (1) 学力検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、支援学校長が行う。

3 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合格者発表 |
|------------------------|-------------------------------------|---------|
| 2月14日（火）及び 2月15日（水） | 2月17日（金）、2月20日（月）、 2月21日（火）のうち一日 | 3月1日（水） |

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜に出願することができない。また、本入学者選抜の合格者で令和5年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。

5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

IV 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない実施校において、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜を実施する。

1 応募資格

本入学者選抜により大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本入学者選抜出願時に、国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうちいずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

2 選抜方法等

入学者の選抜は「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「2 選抜方法等」の(1)及び(2)に準じて行う。

3 出願、面接及び合格者発表の期日

| 出 願 | 面 接 | 合格者発表 |
|----------|----------|----------|
| 3月23日（木） | 3月23日（木） | 3月27日（月） |

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の日程について

1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

(1) 出願、検査等及び合格者発表の日程

| 出願 | 検査等 | 合格者発表 |
|------------------------|----------------------------|---------|
| 2月14日（火）及び 2月15日（水） | 面接 2月20日（月） 検査 2月21日（火） | 3月1日（水） |

(2) 補充入学者選抜の出願、検査等及び合格者発表の日程

| 出願 | 検査等 | 合格者発表 |
|----------|----------|----------|
| 3月23日（木） | 3月23日（木） | 3月27日（月） |

2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

(1) 出願、面接及び合格者発表の日程

| 出願 | 面接 | 合格者発表 |
|------------------------|-------------------------------------|---------|
| 2月14日（火）及び 2月15日（水） | 2月17日（金）、2月20日（月）、 2月21日（火）のうち一日 | 3月1日（水） |

(2) 補充入学者選抜の出願、面接及び合格者発表の日程

| 出願 | 面接 | 合格者発表 |
|----------|----------|----------|
| 3月23日（木） | 3月23日（木） | 3月27日（月） |

令和5年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部 入学者決定方針

大阪府立支援学校（大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科を除く。）の高等部及び幼稚部入学者の決定は、以下の方針に基づいて、各支援学校長が行う。

1 募集人員

大阪府立視覚支援学校高等部の普通科を除く本科及び専攻科の募集人員は別に定める。なお、入学予定者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行うことがある。

2 志願できる者

応募資格は、「大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項」（以下「入学者決定実施要項」という。）により定める。

3 検査方法等

- (1) 入学者の決定は、大阪府教育委員会が入学者決定実施要項で定める入学志願書等及び出身学校長が提出する書類並びに入学のための検査（以下「入学者決定検査」という。）の結果を資料として行う。ただし、大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校の幼稚部の志願者は、出身学校長が提出する書類は不要とする。
- (2) 入学者決定検査は、当該校において行う。
- (3) やむを得ず入学者決定検査を実施できない場合には、入学者決定検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施することにより、入学者決定検査の一部又はすべてを省略して行うことができる。

4 出願期間、検査及び入学予定者発表の期日

| 学校種別 | 部及び学科 | 出願期間 | 入学者決定検査 | 入学予定者発表 |
|------------------------------|--------------|--------------------------------------|----------|----------|
| 視覚障がい支援学校 | 高等部専攻科 | 1月13日(金)から 1月20日(金)まで (土、日を除く) | 2月12日(日) | 2月17日(金) |
| | 高等部本科 幼稚部 | | | |
| 聴覚障がい支援学校 | 高等部専攻科 | 1月20日(金)から 1月27日(金)まで (土、日を除く) | 3月13日(月) | 3月15日(水) |
| | 高等部本科 幼稚部 | | | |
| 知的障がい 肢体不自由 病弱 支援学校 | 高等部 | | | |

5 併願等

- (1) 本入学者決定に出願する者は、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜において、併願することができる。
- (2) 令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに、令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、本入学者決定の入学資格を失う。

6 その他

入学者の決定に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が別に定める。

令和5年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定の日程について

1 出願期間、検査及び入学予定者発表の日程

| 学校種別 | 部及び学科 | 出願期間 | 検 査 | 入学予定者発表 |
|------------------------------|--------|--------------------------------------|----------|----------|
| 視覚障がい 支援学校 | 高等部専攻科 | 1月13日(金)から 1月20日(金)まで (土、日を除く) | 2月12日(日) | 2月17日(金) |
| | 高等部本科 | 1月20日(金)から 1月27日(金)まで (土、日を除く) | 3月13日(月) | 3月15日(水) |
| | 幼稚部 | | | |
| 聴覚障がい 支援学校 | | | | |
| 聴覚障がい 支援学校 | 高等部専攻科 | 1月20日(金)から 1月27日(金)まで (土、日を除く) | 3月13日(月) | 3月15日(水) |
| | 高等部本科 | | | |
| | 幼稚部 | | | |
| 知的障がい 肢体不自由 病弱 支援学校 | 高等部 | | | |

令和 5 年度大阪府公立学校入学者選抜に係る追検査の実施について

以下の選抜について、追検査を実施する。

○令和 5 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における

- ・特別入学者選抜
- ・大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜
- ・海外から帰国した生徒の入学者選抜
- ・日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜
- ・一般入学者選抜
- ・秋季入学者選抜

○令和 5 年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における

- ・大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

なお、追検査の実施に関し必要な事項及びその他の選抜に係る対応等については、府教育委員会が別に定める。